

薬生食輸発1115第1号  
令和4年11月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産養殖活鰻の検査命令免除対象養殖場リストの更新)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和4年11月11日付け薬生食輸発1111第4号)により通知したところである。

今般、中国政府から対日輸出養殖活鰻の養殖場リストについて、更新の連絡があったことから、同通知の別表27を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。